

第5節

最近の動向を踏まえた取組

1 宇宙開発利用に関する取組

専守防衛を旨とするわが国にとっては、各種事態の兆候を事前に察知するための情報収集機能やわが国周辺海空域の警戒監視機能を強化する上で、また、自衛隊が国際平和協力活動などにおける通信手段などを確保する上で、いかなる国家の領域にも属さず、地表の地形などの条件の制約を受けない宇宙空間の利用は極めて重要である。

08(平成20)年5月、宇宙基本法¹が成立し、施行されたことを受け、わが国における宇宙開発利用は、国際約束の定めるところに従い、日本国憲法の平和主義の理念にのっとり行われることがより明確となった。また、国は、国際社会の平和および安全の確保ならびにわが国の安全保障に資する宇宙開発利用を推進するため、必要な施策を講ずることとされた。

宇宙基本法に基づき、内閣に設置された宇宙開発戦略本部は、09(同21)年6月2日、宇宙を活用した安心・安全で豊かな社会の実現、宇宙を活用した安全保障の強化など6つの方向性を柱とした宇宙基本計画を決定した。

また、10(同22)年12月17日に閣議決定された新防衛大綱において、情報収集および情報通信機能の強化な

どの観点から、宇宙の開発および利用を推進することとされた。

一方、防衛省においては09(同21)年1月15日に、宇宙開発利用推進委員会において、「宇宙開発利用に関する基本方針について」(基本方針)を決定した。基本方針においては、個々の装備品やシステムを有機的に接続させることにより、状況把握、情報共有、指揮・統制などの高度化を実現し、装備の集合体として最大限の能力を発揮することに防衛力の整備の重点が置かれていることを踏まえれば、防衛分野において宇宙空間の特性を利用することは極めて有益であり、特にC4ISR²の機能を強化する有効な手段であるなどの考え方を示している。

今後、防衛省としては、基本方針や新防衛大綱、宇宙基本計画などを踏まえ、内閣官房をはじめとする関係府省との連携を図りつつ、安全保障分野における宇宙開発利用を推進していくこととしている。平成23年度においては、①宇宙を利用したC4ISRの機能強化のための調査・研究、②Xバンド衛星通信機能の向上、③米空軍宇宙基礎課程への派遣などの事業に取り組むこととしている。

2 サイバー空間の安定的利用に関する取組

情報通信技術は、その急速な発展と普及にともない、現在では社会経済活動における基盤として必要不可欠なものとなっている。その一方で、ひとたびシステムやネットワークに障害が起きた場合、国民生活や経済活動に大きな打撃を与える可能性がある。このような認識のもと、

05(平成17)年に、わが国の情報セキュリティ対策の基本戦略を決定する「情報セキュリティ政策会議」と、その遂行機関である「内閣官房情報セキュリティセンター」が設置され、以後、わが国の情報セキュリティ問題に関して、同センターが主導的な役割を担う形で、官民の各主

1 <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/utyuu/about2.html>>参照。

2 Command, Control, Communication, Computer, Intelligence, Surveillance and Reconnaissance の略で、「指揮、統制、通信、コンピュータ、情報、監視、偵察」の各機能の総称。

COLUMN

Xバンド衛星通信機能の向上について

防衛省・自衛隊では、災害派遣や警戒監視、海外での国際平和協力活動など、様々な活動の際に、現場の状況を司令部や他の部隊に迅速かつ正確に伝達し、司令部から現地部隊などに的確な指揮命令を行うために、人工衛星を介した通信を行っている。中でも気象や地形の制約を受けにくいXバンド（一般に約7～約11ギガヘルツ）の電波を用いた衛星通信は、通信接続の確実性が高く、広範囲の通信が可能であることから、自衛隊の部隊などを指揮統制するための重要な通信手段と位置付けられている。

しかし、防衛省・自衛隊が現在利用している3機のXバンド通信衛星のうち、2機（スーパーバードB2号機・スーパーバードD号機）が平成27年度に設計寿命を迎える。このため、防衛省・自衛隊では、将来の通信所要の増大の見込みなどを踏まえ、映像など大容量データの通信を可能にし、抗たん性にも優れた新たな衛星通信システムの整備などに着手しているところである。

なお、防衛省・自衛隊では、11（平成23）年5月、第177通常国会において人工衛星を公共施設等に追加する旨のPFI(Private Finance Initiative)法の改正が行われたことを受け、新たな通信衛星の整備に、同法を

適用することとしている。これにより、優れた性能を有する通信衛星を、そのライフサイクルを通じて効率的に整備・維持することが可能となるほか、宇宙基本法の趣旨も踏まえたわが国宇宙産業の振興にも資するなど、多くのメリットを享受することが期待される。



スーパーバードD号〔スカパー JSAT提供〕

体によるさまざまな取組が進められてきた¹。

10(同22)年5月には、情報セキュリティ政策会議において、平成22年度から平成25年度を対象とした包括的な戦略として「国民を守る情報セキュリティ戦略」が策定された²。同戦略においては、大規模サイバー攻撃事態における政府の初動対処態勢の整備やサイバー攻撃に対する防衛分野での体制の強化、サイバー攻撃への対処にかかる国際連携の強化など、わが国の安全保障の面にお

いても極めて重要な施策が盛り込まれた。

防衛省は、警察庁、総務省、経済産業省と並んで、内閣官房情報セキュリティセンターに対して特に協力をする省庁の一つとされており、同センターを中心とする政府横断的な取組に対し、サイバー攻撃対処訓練への参加や人事交流、サイバー攻撃に関する情報提供を行うなど防衛省・自衛隊が持つ知識・技能を提供することで寄与している。

3 環境に関する取組

1 気候変動が安全保障環境に与える影響

地球温暖化による気候変動への関心が高まりを見せていることを背景に、近年、気候変動が安全保障に与える影響について考察する動きが広まっている。たとえば、10(平成22)年2月1日に米国防省が発表した「4年ごとの国防計画見直し」(QDR)においても、気候変動を将来の安全保障環境の形成の上で重要な影響を与える要素の一つとして位置づけている。

このように、気候変動が安全保障環境にもさまざまな影響を与え得るとの認識が共有されつつある中、わが国においても、10(同22)年12月17日に閣議決定された新防衛大綱において、長期的には気候変動が安全保障環境にもたらす影響にも留意する必要があるとの認識が示されたところであり、注目していくことが必要である。

2 環境保全への取組など

防衛省は、政府の一員として、政府の各種計画に基づき実施計画などを作成し、環境へのさまざまな取組を積極的に推進している¹。

01(同13)年から、「防衛省環境月間、環境週間」を定め、全国の駐屯地なども含めて、地球温暖化防止など環

境保全のための各種行事を行い、隊員などの環境保全意識の高揚を図っている。

また、自衛隊は、その施設や装備を維持管理するにあたり、環境保全の徹底や環境負荷の低減のための各種取組²を推進している。具体的には、10(同22)年3月に高知県香南市に開設した高知駐屯地の施設は、従来ガスやボイラーを使用していた厨房、空調、給湯システムなどをすべて電気でもかなうオール電化方式を採用している。さらに、自衛隊の庁舎などへの省エネ機器の設置や老朽化した車両の排ガス規制に対応し燃費に優れたエコカーへの買換えなどを進めている。こうした取組は、経済性に優れる上に、二酸化炭素の排出が低減されるなど環境保全にも大きな効果が期待できる。

さらに、在日米軍施設・区域をめぐるも、環境保全に関する取組を行っており、10(同22)年12月の在日米軍駐留経費負担の包括的な見直しの結果においては、同年5月の「2+2」共同発表にある「緑の同盟」に関する日米間協力の一環として、よりエネルギー効率が高く環境に優しい設計を導入するなど、環境に配慮した施設の整備に努めることとされている。

参照 Ⅲ部2章1節4(P284)

2-1 内閣官房情報セキュリティセンターの活動などについては、<<http://www.nisc.go.jp>>参照。

2 <<http://www.nisc.go.jp/active/kihon/pdf/senryaku.pdf>>参照。

3-1 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(07(平成19)年閣議決定)を受け、同年10月に策定した防衛省の実施計画、政府の環境基本計画に基づき03(同15)年に策定した「防衛庁環境配慮の方針」と05(同17)年1月に行った当該方針の見直しなど。防衛省の環境配慮の方針については、<<http://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/index.html>>参照。

2 具体的には、大気環境保全、水質保全、リサイクル、廃棄物処理のための対策や環境保全施設の整備、環境調査など。

4 海洋政策に関する取組

わが国周辺海域をはじめとする海洋をめぐる諸情勢を背景に、海洋国家であるわが国としても、海洋の平和的かつ積極的な開発および利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を実現することが重要である。このことにかんがみ、わが国の経済社会の健全な発展および国民生活の安定向上を図るとともに、海洋と人類の共生に貢献することを目的に、07（平成19）年7月に海洋基本法¹が施行され、海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進する体制として、内閣に総合海洋政策本部が設置された。

同法に基づき、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋に関する諸施策についての基本的な方針を定めた海洋基本計画²が、08（同20）年3月に閣議決定された。

海洋基本計画には、海洋の安全確保の観点から行われる周辺海域などにおける秩序の維持、海上交通の安全に関する取組および海洋由来の自然災害への対策、さらには海上輸送の確保など、わが国の安全保障上も極めて重要な施策が盛り込まれた。

総合海洋政策本部においては、海洋調査データの一元化、離島の保全・管理のあり方³などについての関係省庁間の調整方針の検討が行われており、防衛省としても、関連分野で行っている業務を他省庁とより緊密に連携して行うことができるよう検討に参画している。

海洋基本計画には、海洋安全確保のための艦艇・航空機などの計画的な整備、不審船にかかる共同対処マニュアルに基づく訓練の実施などを推進する旨が規定されている。このため、防衛省は、平成23年度において、①潜水艦および掃海艇の建造、掃海・輸送機の取得ならびに護衛艦および固定翼・回転翼哨戒機の艦齢・機齢の延伸などの海上の安全確保のための装備の整備、②不審船対処にかかる共同訓練といった海上保安庁との連携強化、③ソマリア沖・アデン湾における海賊対処などに取り組むこととしている。

参照 Ⅲ部1章3節（P262）

1 <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/about2.html>>参照。

2 <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kihonkeikaku/index.html>>参照。

3 国土面積（約38万平方キロメートル）の約12倍に及ぶ排他的経済水域などの面積（約447万平方キロメートル）の管轄海域の適切な管理のため、09（平成21）年12月、総合海洋政策本部において「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」がとりまとめられた。また、10（同22）年5月26日、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律が成立し、同年7月13日には、同法に基づき、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画が閣議決定された。